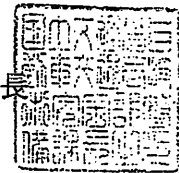




国自整第19号の2
平成18年4月28日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長



「不正改造車を排除する運動の強化月間」の実施方法等について

不正改造車を排除する運動の実施については、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて（平成18年4月27日付け国自技第22号の2・国自整第9号の2・国自環第14号の2）によりご協力を依頼したところではありますが、本運動の実施に当たり、下記事項に留意され本運動を推進されるようお願いします。

記

1. 自動車整備事業者等に対する指導に際しては、別添1の「不正改造車を排除する運動」強化月間実施細目に定める事項に配慮方願います。
2. 本運動への協力
本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査の実施等に協力をお願いします。
3. 各種ツールの配布等
不正改造防止推進協議会が作成・配布する次の各種ツールを地方組織、事業者等において、活用するよう指導をお願いします。
 - ・ 広報用ポスター
 - ・ 不正改造事例紹介ポスター
 - ・ チラシ
4. 実施結果の報告について
不正改造防止推進協議会事務局である貴会においては、各団体における本運動の実施結果（別添4により各団体あて、平成18年7月14日（金）までに貴会へ報告を別途依頼）について、別添5によりとりまとめのうえ、平成18年7月28日（金）までに国土交通省に報告をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」強化月間実施細目

平成18年4月
国土交通省自動車交通局

実施機関	実施事項	実施内容
国土交通省	<p>1) 広報活動の推進</p> <p>2) 不正改造車に関する情報の収集等</p>	<p>① ラジオ等広報媒体並びに庁舎内に設置されている電光掲示板及び横断幕等を活用して一般に広報する。</p> <p>② 庁舎において不正改造防止及び運動実施中であることを周知するポスター（以下「運動実施ポスター」という。）、自動車部品・用品の取付に関連する不正改造車の事例紹介及び適切な取付方法等を記載したポスター（以下「事例ポスター」という。）の掲示、チラシ等を配布することなどにより一般に広報する</p> <p>③ 職員による啓発ワッペンの着用により本運動の周知を図る。</p> <p>④ 地方自治体、関係機関、協議会に対し、次の事項について協力を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、機関誌等に、本運動の実施等について掲載するなどして広報すること。（広報用の原稿は別紙1参照） ・運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、チラシの配布を行うこと。 <p>⑤ 不正改造の事例及び適切な取り付け方法等に関するホームページを開設する。</p> <p>⑥ 法律の改正により不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限が規定されることを周知する。（注：現在、法案は国会審議中であり、近く公布・施行される見込み）</p> <p>① 各地方運輸局及び運輸支局に不正改造車等に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車ユーザー、関係事業者等に広く呼びかける。</p> <p>② 協議会又は協議会の地方組織と密接な連携を図り、情報収集に努める。</p> <p>③ 「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」や街頭検査等によって得た不正改造車に関する情報、未認証行為の情報等を収集する。</p> <p>④ 会議・出張、監査帰路等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。</p>

<p>3) 街頭検査・指導の実施</p>	<p>① 実施にあたっては、次の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスへの着色フィルムの貼付及びフロントガラスへの装飾板の装着を施した不正改造車を排除すること。 ・クリアレンズ等不適切な灯火の取付けを施した不正改造車を排除すること。 ・マフラーの交換をしている自動車に対する近接排気騒音の測定を行うこと。 ・土砂等を運搬するダンプのさし枠取付けや燃料タンク増設等の不正な二次架装を排除すること。 ・ディーゼル自動車に対する黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料ポンプの封印の状態を確認すること。 <p>② ディーゼルクリーン・キャンペーンと連携し、不正軽油の使用防止を周知する。</p> <p>③ 特種用途自動車の構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取り外し等が見受けられる場合には、警告書を交付する等適切な指導を行う。（警告書の様式は別紙2参照）</p> <p>④ 警察等関係機関の協力を得ながら、その効果が一層あがるよう、日時、場所等を考慮し実施する。</p> <p>⑤ 不正改造車を発見した場合、その施工者等に係る追跡調査（自動車ユーザーからの聞き取り、検査時の帳票の利用等）に努める。</p> <p>⑥ 整備命令を交付した車両については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない自動車ユーザーに対しては警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。</p> <p>⑦ 原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各都道府県警察署及び関係機関等と十分調整した上、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には警告書を交付するとともに、報告を求める。（警告書の様式は別紙3参照）</p> <p>⑧ 支局等構内に申請や変更登録等のために来所した車両に対し指導を行い不正改造していた場合には整備命令の交付等を行う。</p>
<p>4) 自動車ユーザー等に対する指導</p>	<p>① 「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」等に寄せられた情報を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車ユーザーに対し警告ハガキを交付するとともに、現状報告を求める。</p> <p>② 街頭検査時等の機会を利用し、チラシ等を配布し、どのようなものが不正改造となるのかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等についての周知に務める。</p> <p>③ 自動車運転教習所の教習生、自動車整備士養成施設の生徒等に対して、事例ポスター等の掲示により不正改造防止についての周知を行うよう関係機関等に協力を要請する。</p>

	<p>5) 不正改造施工者に対する立入検査</p> <p>6) 監査、立入検査等の実施</p> <p>7) 協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請</p> <p>8) 協議会に属していない事業者等に対する指導等</p> <p>9) 研修等の実施</p> <p>10) 関係機関に対する協力要請</p>	<p>「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報、未認証行為の情報、警告ハガキの報告等を勘案し、当該不正改造車の施工者等関係者に対して立入検査を行う。</p> <p>① 整備事業者に対し、不正改造車に重点をおいたパトロール監査を積極的に実施する。</p> <p>② 運送事業者、車体架装事業者、自動車部品・用品販売事業者等を対象に、本運動の実施状況等について立入検査を実施するとともに、適切な指導を行う。</p> <p>協議会に対して、推進会議の開催等により本運動の趣旨、重点目標並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。 また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。</p> <p>① 碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者へ不正改造車の使用排除の協力要請を行う。</p> <p>② ボディ等架装事業者などに対して、不正改造等に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。</p> <p>指定自動車整備事業者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等の機会を利用し、運動の趣旨、実施事項、自動車を改造する場合の関係規定及び不正改造の具体的事例について周知するとともに当該自動車の適切な取扱いについて指導する。</p> <p>① 過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。</p> <p>② 地方公共団体等に対しては、公共工事等を発注する際に工事請負者に対して、不正改造車の使用排除を徹底するよう協力を要請する。</p>
--	--	--

<p>自 動 独 車 立 検 査 行 政 法 人</p>	<p>本運動への協力</p>	<p>① 庁舎等への運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、自動車ユーザー等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止についての周知を図る。</p> <p>② 新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両の検査時に注意を促す。</p> <p>③ 本運動の実施について関係者への周知を図る。</p> <p>④ 本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、各運輸支局と連携をとり、街頭検査等の実施に努める。</p> <p>⑤ 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。</p>
<p>軽 自 検 動 査 車 協 会</p>	<p>本運動への協力</p>	<p>① 庁舎等への運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、自動車ユーザー等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止についての周知を図る。</p> <p>② 本運動の実施について関係者への周知を図る。</p> <p>③ 本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、街頭検査等の実施に協力する。</p> <p>④ 不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。</p>

協議 会 構 成 団 体 共 通	<p>1) 傘下会員・事業者に対する指導等</p> <p>2) 一般への広報等</p> <p>3) 本運動への協力</p> <p>その他</p>	<p>① 本運動の趣旨、実施事項等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を図る。</p> <p>② 本運動の推進のための会議等を開催し、会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>③ 会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。</p> <p>④ 不正改造車等に関する情報・相談の受付体制を充実するとともに、会員・事業者等に情報・相談を提供するよう呼びかける。また、国土交通省への情報等の提供も積極的に行う。</p> <p>⑤ (社)日本自動車整備振興会連合会において不正改造防止マニュアルを作成し、会員指導に活用する。</p> <p>事務所等への運動実施ポスター及び事例ポスターの掲示、自動車ユーザー等に対するチラシの配布などにより、不正改造防止についての周知を図る。 また、会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。</p> <p>本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査等の実施に協力する。</p> <p>以下「Ⅱ」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、指導する。</p>
---------------------------------------	--	---

Ⅱ 各事業者の行うべき実施事項

区分	実施事項	実施内容
<p>認証・指定整備事業者</p>	<p>1) 適正な改造の施工体制の整備</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し不正改造となり、犯罪であることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。</p> <p>③ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には復元又は記載変更の手続き又は構造変更の手続きを行う。</p> <p>不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導は、「不正改造防止マニュアル（（社）日本自動車整備振興会連合会編）及び「不正改造車排除マニュアル」（（社）日本自動車整備振興会連合会編）を活用する。</p> <p>また、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び整備受注車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場管理責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>

<p>車 体 タ ・ イ 電 ヤ 装 整 備 事 業 者</p>	<p>1) 適正な改造の施工体制の整備</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し不正改造となり、犯罪となることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。</p> <p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、整備の実施体制及び整備受注車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>
<p>自 動 車 販 売 事 業 者</p>	<p>1) 販売車両の適正化等</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 購入者に対する指導</p> <p>5) 車両の陸送の適正化</p> <p>6) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。</p> <p>② 不正改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し不正改造となり、犯罪となることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。</p> <p>③ 各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。</p> <p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、車両販売体制、販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。</p> <p>販売車両等の陸送にあたっては、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>

<p>車体架装事業者</p>	<p>1) 架装の受注等の適正化</p> <p>2) 従業員に対する指導等</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>① 担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施、納車時の確認等の適正化に努め、不正改造防止の徹底を図る。</p> <p>② 不正改造となるような架装等の依頼があった場合等には、依頼者に対し不正改造となり、犯罪であることを理解してもらうよう努めるとともに、依頼を受けない。</p> <p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>
<p>陸送ダン 貨物力 自 動使 車用 運者送 及事 業関 者係 ・団 体</p>	<p>1) 当該関係団体における実施事項</p> <p>2) 陸送事業者等における実施事項</p> <p>①適正な車両の運行の徹底</p> <p>②従業員に対する指導</p> <p>③自主点検の実施</p> <p>④不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>荷主団体等に対し、不正改造車を使用することのないよう要請する。</p> <p>登録後の二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。</p> <p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>

<p>自動車部品・用品販売事業者</p>	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 自動車部品等の販売時等の対応</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止</p> <p>5) 不正改造車に関する情報等の提供</p>	<p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して不正改造の防止についての周知及びどのようなものが不正改造となるかを理解してもらうとともに自動車部品・用品の適切な取付方法等についての相談窓口を設けるなど自動車ユーザーに周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両、自動車部品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>事業場において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わない。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>
<p>石油販売事業者</p>	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 自主点検の実施</p> <p>3) 不正改造車等に関する情報等の提供</p>	<p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙4「自主点検票」） なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>

<p>他 の 関 連 事 業 者</p>	<p>1) 従業員に対する指導</p> <p>2) 適正な車両の運行の徹底</p> <p>3) 自主点検の実施</p> <p>4) 不正改造車等に関する情報等の提供</p>	<p>従業員に対して、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。</p> <p>登録後の二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。</p> <p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、事業場内の車両（従業員等の車両が基準に適合しているかどうか注意すること。）について、定期的な自主点検の実施に努めること。（参考：別紙4「自主点検票」）</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p> <p>不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。</p>
--	---	---

※別添4、5は報告様式の為省略

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有	
		従業員車両	無	有	
		販売車両	無	有	
		その他	無	有	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車両への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

注2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。